

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年7月10日

京都市消防局長 名畑 徹

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
伏見区	伏見区深草鳥居崎町609 藤森神社	令和8年7月13日 午前10時00分～ 午前10時20分	3台

(消防局警防部警防課)